

金融に関する国際法規制の大枠につき、

- 酒井啓亘ほか『国際法』(有斐閣、2011 年) 第 5 編第 1 章第 4 節
を参照のこと。

以下の記事を読んだ上で、問題につき考えてくること。記事には関連のリンクを追加している。

日本経済新聞 2014 年 10 月 30 日 電子版

G20、巨大銀の規制強化 米欧主導で自己資本増強など基準案

【ワシントン＝矢沢俊樹】20 カ国・地域 ([G20](#)) の監督当局で構成する金融安定理事会 ([F S B](#)) ([日銀サイト](#)・[金融庁サイト](#)) が巨大銀行への攻勢を強めている。金融危機の再発に備え、自己資本の増額や、その前提になる保有資産のリスク評価を一律に厳しくする国際基準案を相次いでまとめた。2008 年の金融危機後に公費で金融機関を救い、批判を浴びた米欧当局が圧力をかけている。

「F S B のカーニー議長から 2 週間前に突然呼びだされた」(大手金融機関首脳)。三菱UFJ など日本のメガ 3 行を含む国際的に重要な巨大銀 18 行のトップは G20 財務相・中央銀行総裁会議に合わせて 11 日、ワシントンに緊急招集された。

銀行が経営難に陥ったときに金利などの金融派生商品(デリバティブ)の解約を一時凍結する規制案について「F S B が 18 行に有無を言わず同意を取り付けるためだ」

(G20 関係者)という。会合後、取引のルールを定める国際スワップ・デリバティブズ協会 ([ISDA](#)) は 15 年 1 月から金利スワップなどの解約を最大 48 時間凍結するルールの導入を発表した。

貸出金や有価証券といった巨大銀行の総資産に占める自己資本の比率を 16～20%とし、現行の 2 倍近くの水準に引き上げる方向も固まった。

預金保険を核に銀行の破綻処理制度が確立している日本は国際的な自己資本規制 ([バーゼル 3](#)) に屋上屋を架すような構想に強く反発している。

「大きすぎてつぶせない」といわれた巨大銀を念頭に置く新たな対策が想定するのは、株主と債権者らの負担で破綻処理する荒療治だ。

手綱を緩める気配がない F S B の背後にオバマ政権や英国、ドイツといった米欧当局が控える。リーマン・ショック後の金融機関の救済で猛反発を招いた記憶から米欧は「破綻時の公的資金の投入を極力避ける」基本方針で足並みをそろえる。

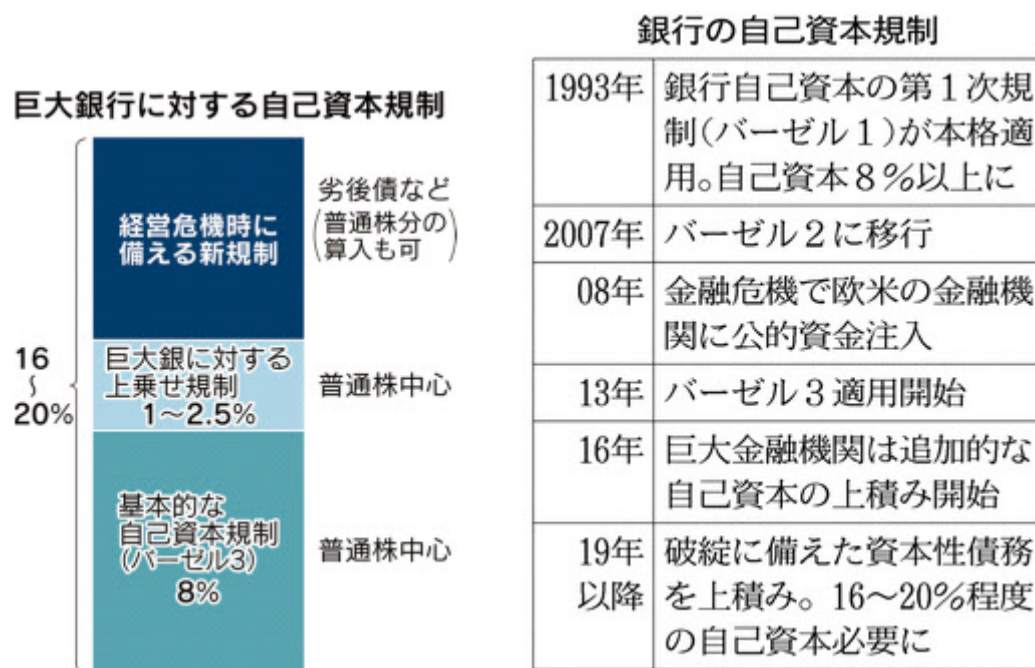
日本経済新聞 2014 年 9 月 14 日 電子版

銀行の自己資本規制とは

▽…銀行の財務の健全性を保つため、主要国の金融当局が一律で定める規制。監督当局で構成する[バーゼル銀行監督委員会](#) ([日銀サイト](#)・[金融庁サイト](#)) が内容を決める。1988 年に第 1 次規制（バーゼル 1）を策定し、日本では 1993 年から本格適用した。国際的な業務を展開する銀行は自己資本が投融資などのリスク資産の 8 % 以上に保つよう義務付けられている。

▽…2008 年に起きた金融危機の反省から、経営破綻すると世界の金融システムに影響を及ぼす金融機関の規制強化が相次ぎ決まった。20 カ国・地域（G20）の金融監督当局を中心とする金融安定理事会（F S B）が巨大金融機関を指定し、1 ～2.5%の自己資本を積み増すよう義務付けた。日本では三菱 U F J フィナンシャル・グループ、みずほフィナンシャルグループ、三井住友フィナンシャルグループの 3 社が対象だ。

▽…巨大金融機関の破綻に備える新規制は公的資金の注入を回避するのが目的。08 年の金融危機では欧米が公的資金を注入して金融機関の破綻を回避したことに国民の批判が高まったことが背景にある。



日本経済新聞 2013 年 9 月 3 日 電子版

バーゼル委など、デリバティブ新規制案 証拠金義務付け盛る

バーゼル銀行監督委員会と[証券監督者国際機構](#) ([金融庁サイト](#)) は 2 日、デリバティブ（金融派生商品）への新規制を盛り込んだ[最終報告書](#)を発表した。代表的な商品である金利スワップなどを清算機関で決済しない場合は互いに証拠金を差し入れるよう義

務づけるのが柱。2015 年 12 月以降に義務づけていく。

デリバティブは金利や為替、株などの相場変動に伴う損失を抑えたり、リスクを取って高い収益を狙ったりする取引。取引所を通さない相対取引が多い。これまで相対のデリバティブ取引の債務不履行が混乱を招かないよう、集中清算機関での決済を促してきた。

ただ取引条件がばらばらで集中決済できない相対取引も多いため、今回、集中清算できない相対取引では取引相手に証拠金を直接差し入れるよう義務づけた。金利の変動リスクを抑える金利スワップや、企業の信用リスクを取引するクレジット・デフォルト・スワップ（CDS）が主な対象。輸出入企業などが為替リスクを避けるために使う為替取引の先物や為替スワップは新規制の対象外とする。

日本経済新聞 2013 年 10 月 9 日 電子版

保険の経営に国際基準、2019 年導入 健全性で規制

【ロンドン＝上杉素直】日米欧など約 140 カ国・地域の金融監督当局で構成する保険監督者国際機構（[IAIS](#)、本部スイス・バーゼル）（[金融庁サイト](#)・[金融庁資料](#)）は 9 日、世界で活動する保険会社の経営の健全性を確保するため、新しい資本規制を 2019 年に導入すると発表した。各国の保険会社を統一して規制する初めての枠組みになる。環太平洋経済連携協定（TPP）交渉が進むなど、国境を越えた保険ビジネスの広がりにも備える。

保険会社の資本規制は現在、日米欧など各国・地域がそれぞれ独自の基準を持つが、国際的な統一ルールは無い。銀行には主要国の銀行監督当局で構成するバーゼル銀行監督委員会が「バーゼル規制」と呼ぶ国際的な資本規制を設けており、これと似た仕組みを保険会社に取り入れる。

IAIS は 16 年までに新規制の詳細を固め、試験運用を経て 19 年に導入する計画。保険会社が抱える顧客への支払い負担の可能性や運用資産の損失見込みに見合った資本額を求める。現行の規制が緩い国・地域では保険会社が追加の資本増強を迫られる可能性もある。

新規制の対象は本国以外で積極的にビジネスを展開し、資産規模も大きい保険会社。IAIS が今後決める基準に従って各国当局が選ぶ。世界全体で 50 社程度に達するとの見方があり、日本の大手生損保は対象に含まれる公算が大きい。

主要国の金融監督当局は 7 月、世界の金融システムへの影響が大きい欧米と中国の巨大な保険会社 9 社を対象にした厳しい資本規制の導入で合意済み。IAIS が今回発表した規制は、国際的に活動する保険会社をより広く対象にする。国内外の保険会社を同じ尺度で比べるルールができることで、顧客や投資家が保険会社の経営の健全性を把握しやすくなる。

問題

『[金融庁の 1 年](#)』（2014 年 12 月）には、以下の記述がある。

- 「バーゼル委員会は、法的には国際的な監督権限を有しておらず、その合意文書等も法的拘束力を有するものではない。しかしながら、バーゼル委員会が公表している監督上の基準・指針等は、各国の監督当局が自国内においてより実効性の高い銀行監督を国際的に整合性のある形で行うための環境整備に資するものとして、世界各国において幅広く取り入れられている。」(p. 206)
- 「IOSCO は、「証券規制の目的と原則」をはじめとする証券市場規制に係る国際原則、指針や基準等を定めている。これらは基本的にメンバーを法的に拘束するものではないが、メンバーはこれらを踏まえて自ら行動し、原則の遵守等に取り組むことが促されている¹。」(p. 210)

また、[IAIS のウェブサイト](#)を見ると、自らを the international standard setting body [...] for the supervision of the insurance sector と説明しており、IAIS が作成する文書は拘束力を持たないことが示されている（たとえば、[MMoU FAQs](#) の 2.4 を参照）。つまり、新聞記事中の「義務」という表現は、法的義務という意味であれば誤りである。

では、

- なぜ、この分野においては法的拘束力ある規範が用いられないのだろうか。
- これら機構の構成・構造は、法的拘束力ある規範が用いられないこととどのように関連しているのだろうか。

参考文献

- 神田秀樹「金融危機後の金融規制に関する国際的なルール形成」法律時報 84 巻 10 号（2012 年）
- 久保田隆「金融監督規制の国際調和と相互承認に関する一考察(1) (2)」早稲田法学 83 巻 3 号（2008 年）、87 巻 3 号（2012 年）
- 川名剛「グローバルに活動する金融機関の法的規律」日本国際経済法学会年報 20 号（2011 年）
- 中川淳司『経済規制の国際的調和』（有斐閣、2008 年）

以上

¹ 同報告書には、これに続き、「(ただし、メンバー間の情報交換協力を促進するため策定された IOSCO 多国間情報交換枠組み（以下「IOSCO・MMOU」という。）については、2010 年 6 月の代表委員会決議により、2013 年 1 月までにすべてのメンバーが IOSCO・MMOU へ署名（将来的な署名約束を含む）することが義務付けられ、各メンバーは IOSCO・MMOU に規定されている情報交換協力が実施できるような法制を整備することが求められている）」との記述がある。しかし、[2010 年 7 月（「6 月」は誤り）の決議](#)は、”All... members are asked to apply to become full signatories to IOSCO MOU”とされており、「義務」とはされていない。なお、同決議において MMOU は MOU という略称で用いられている。